

令和 7 年第 1 回 広島市議会定例会提出案件
(令和 7 年度関係分)

予算案	条例案	その他の 議案	計
24 件	19 件	6 件	49 件

1 予算案

- (1) 令和 7 年度広島市一般会計予算
- (2) 令和 7 年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (3) 令和 7 年度広島市物品調達特別会計予算
- (4) 令和 7 年度広島市公債管理特別会計予算
- (5) 令和 7 年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (6) 令和 7 年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (7) 令和 7 年度広島市西風新都特別会計予算
- (8) 令和 7 年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (9) 令和 7 年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (10) 令和 7 年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (11) 令和 7 年度広島市競輪事業特別会計予算
- (12) 令和 7 年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (13) 令和 7 年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (14) 令和 7 年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (15) 令和 7 年度広島市開発事業特別会計予算
- (16) 令和 7 年度広島市市立病院機構資金貸付特別会計予算
- (17) 令和 7 年度元宇品町財産区特別会計予算
- (18) 令和 7 年度高南財産区特別会計予算
- (19) 令和 7 年度三入財産区特別会計予算
- (20) 令和 7 年度小河内財産区特別会計予算
- (21) 令和 7 年度砂谷財産区特別会計予算
- (22) 令和 7 年度広島市水道事業会計予算
- (23) 令和 7 年度広島市下水道事業会計予算
- (24) 令和 7 年度広島市安芸市民病院事業会計予算

2 条 例 案

- (1) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(企画総務局ほか)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うもの

施行期日 令和7年6月1日

- (2) 広島市個人番号の利用に関する条例及び広島市市税条例の一部改正について
(企画総務局ほか)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和7年4月1日

- (3) 広島市職員定数条例の一部改正について (企画総務局)

職員定数を改めるもの

(単位：人)

区 分	現行 A	改正 B	増減差引 B－A
市長事務部局	6,097	6,199	102
消 防	1,350	1,365	15
その他	7,561	7,561	0
計	15,008	15,125	117

施行期日 令和7年4月1日

(4) 広島城資料収集等基金条例の制定について (市民局)

広島城に関する資料の収集等に要する経費に充てることを目的とする基金を設置するもの

施行期日 令和7年4月1日

(5) 広島市都市計画関係手数料条例の一部改正について
(都市整備局)

(主な改正内容)

- 1 建築基準法等の改正に伴い、建築物に関する確認申請手数料等を改定する。

(例) 建築物に関する確認申請手数料
床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下の場合

(現行) (改正)

1万3,000円 → 1万9,000円

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、住宅の省エネ性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を受ける場合における建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料等の額を定める。

(例) 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料

一戸建ての住宅床面積200㎡未満

1件につき1万9,000円

(仕様基準による申請の場合)

施行期日 令和7年4月1日

(6) 広島市指定地域共同活動団体の
指定等に関する条例の制定につ
いて（企画総務局）

地方自治法の改正に鑑み、指定地域共同活
動団体の指定要件等を定めるもの

施行期日 令和7年7月1日

(7) 広島城条例の廃止について
（市民局）

広島城が有する資料の収集、保管、展示等
の機能を広島城三の丸歴史館に移転するこ
とに鑑み、広島城を廃止するもの

施行期日 令和8年3月23日

(8) 広島市競輪条例の一部改正につ
いて（経済観光局）

（主な改正内容）

広島競輪場の再整備を行い、同競輪場の
利用の促進を図るため、一般席の入場者
に係る入場料の額を無料とするもの

施行期日 令和7年11月1日

- (9) 広島市民生委員定数条例の一部
改正について（健康福祉局）

民生委員の定数を改めるもの

(現行) (改正)

1, 996人 → 1, 994人

施行期日 令和7年12月1日

- (10) 広島市老人いこいの家条例の一部
改正について（健康福祉局）

老人いこいの家を廃止するもの

名 称	位 置
広島市吉島老人 いこいの家	中区光南五丁目1番23 号

施行期日 令和7年4月1日

- (11) 広島市児童館条例の一部改正に
ついて（こども未来局）

児童館を新設するもの

名 称	位 置
広島市石内北児 童館	佐伯区石内北三丁目 22番14号

施行期日 令和7年5月31日

- (12) 広島市心身障害者福祉センター
条例の一部改正について
(健康福祉局)

多目的室の設置に伴い、利用料金の上限額
を設定するもの

(例) 個人で使用する場合

1人1回につき

小人 150円

大人 260円

施行期日 令和7年4月1日

- (13) 広島市廃棄物の処理及び清掃に
関する条例の一部改正について
(環境局)

固形状一般廃棄物処分手数料、固形状一般
廃棄物再生処理手数料及び産業廃棄物の処
分に要する費用の徴収限度額を改定するも
の

区分			単位	金額	
				現行	改正
固形状一般廃棄物処分手数料	焼却施設へ搬入するとき。	可燃ごみ	10リットル袋1袋につき	2 3 円	2 4 円
			30リットル袋1袋につき	7 1 円	7 5 円
			45リットル袋1袋につき	1 0 7 円	1 1 4 円
			70リットル袋1袋につき	1 6 8 円	1 7 9 円
			90リットル袋1袋につき	2 1 6 円	2 3 0 円
		プラスチックごみ	45リットル袋1袋につき	6 5 円	6 9 円
			70リットル袋1袋につき	1 0 1 円	1 0 8 円
			90リットル袋1袋につき	1 3 1 円	1 4 0 円
	不燃ごみを埋立地へ搬入するとき。		10リットル袋1袋につき	1 4 円	(現行に同じ。)
			30リットル袋1袋につき	4 3 円	4 5 円
			45リットル袋1袋につき	6 5 円	6 9 円
	その他の場合		10キログラムまでごとに	1 0 1 円	1 0 8 円
固形状一般廃棄物再生処理手数料			10キログラムまでごとに	7 1 円	7 5 円
産業廃棄物の処分に要する費用			10キログラムまでごとに	1 0 1 円	1 0 8 円

施行期日 令和8年4月1日

- (14) 広島市立学校条例の一部改正について（教育委員会）

幼稚園を廃止するもの

名 称	位 置
落合東幼稚園	安佐北区落合四丁目

施行期日 令和7年4月1日

- (15) 広島市立中央図書館条例の一部改正について（市民局）

中央図書館を移転するもの

1 位置の変更

現 行	中区基町3番1号
改 正	南区松原町9番1号

2 多目的室の使用料の設定

1室につき

1時間までごとに2,150円

施行期日 令和8年4月1日

- (16) 広島市公民館条例の一部改正について（市民局）

己斐公民館を移転するもの

位置の変更

現 行	西区己斐中一丁目6番20号
改 正	西区己斐中一丁目15番3号

施行期日 令和7年4月26日

(17) 広島市郷土資料館条例の一部改正について（市民局）

郷土資料館の附属展示施設を設置するもの

1 名称
広島市郷土資料館サテライト

2 位置
南区松原町9番1号

施行期日 令和8年4月1日

(18) 広島市映像文化ライブラリー条例の一部改正について（市民局）

映像文化ライブラリーを移転するもの

1 位置の変更

現 行	中区基町3番1号
改 正	南区松原町9番1号

2 ホールの利用料金の上限額の設定

3時間まで 8,920円
3時間を超える1時間までごとに
2,970円

3 ビデオ装置等の廃止

施行期日 令和8年4月1日

(19) 広島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について（消防局）

（主な改正内容）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に鑑み改正するもの

非常勤消防団員に支給する退職報償金に係る勤務年数の区分に35年以上の区分を加える。

階 級	現 行	改 正	
	30年以上	30年以上 35年未満	35年以上
団 長	97万9,000円	現行に同じ	107万9,000円
副 団 長	90万9,000円	現行に同じ	100万9,000円
分 団 長	84万9,000円	現行に同じ	94万9,000円
副 分 団 長	80万9,000円	現行に同じ	90万9,000円
部 長 及 び 班 長	73万4,000円	現行に同じ	83万4,000円
団 員	68万9,000円	現行に同じ	78万9,000円

施行期日 令和7年4月1日

3 その他の議案

- (1) ～ (3) 広島市と島根県出雲市など3市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
(企画総務局)

以下の3市町とそれぞれ連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することによるもの

島根県	いすもし 出雲市	
	ますだし 益田市	
	かのあしぐん 鹿足郡	よしかちよう 吉賀町

- (4) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
(市民局)

湯来町辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するもの

(変更内容)

事業費の変更

変更前	5億6,665万6千円
変更後	6億2,407万6千円

(5) 広島高速道路公社定款の変更に
係る同意について (道路交通局)

広島高速道路公社が国土交通省中国地方整備局長へ定款変更に係る認可の申請をすることに同意するもの

(変更内容)

基本財産の額の変更

変更前 A	918億5,460万円
変更後 B	936億2,960万円
増減 B - A	17億7,500万円

(6) 包括外部監査契約の締結について (監査事務局)

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告

契約上限額 1,731万5,000円

相手方 住所 広島市南区出汐三丁目4
番14-19-1号

氏名 しいの 椎野 としまさ 年雅

資格 税理士

[追加送付等予定案件]

- (1) 広島市国民健康保険条例の一部
改正について（健康福祉局）

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるもの

区 分	現 行	改 正
基礎賦課限度額	6 5 万円	6 6 万円
後期高齢者支援金等 賦課限度額	2 4 万円	2 6 万円

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

- (2) 広島市消防団員等公務災害補償
条例の一部改正について
(消防局)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を
定める政令の改正に伴うもの

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の
補償基礎額を引き上げる。

非常勤消防団員

階 級	勤 務 年 数					
	1 0 年 未 満		1 0 年 以 上 2 0 年 未 満		2 0 年 以 上	
	現 行	改 正	現 行	改 正	現 行	改 正
団 長 及 び 副 団 長	1万2,500円	1万2,900円	1万3,350円	1万3,700円	1万4,200円	1万4,500円
分団長及び 副分団長	1万800円	1万1,300円	1万1,650円	1万2,100円	1万2,500円	1万2,900円
部長、班長 及び団員	9,100円	9,700円	9,950円	1万500円	1万800円	1万1,300円

消防作業従事者等

区 分	現 行	改 正
最低額	9, 100円	9, 700円
最高額	14, 200円	14, 500円

2 損害補償の補償基礎額の扶養加算額の改定

区 分	現行	改正
配偶者	217円	100円
子	333円	383円

施行期日 令和7年4月1日

[追加提出予定案件]

(1) 農業委員会委員の任命の同意について（経済観光局） 任期満了によるもの

(2) 土地利用審査会委員の任命の同意について（都市整備局） 任期満了によるもの

(3) 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について（財政局） 任期満了によるもの

(4) 広島県公安委員会委員の推薦の同意について（企画総務局） 任期満了によるもの

[参考]

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦につ 任期満了によるもの
いて (市民局)